

となみ衛星通信テレビ ケーブルひかり With NTT 西日本 インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則 （重要事項ですので必ずお読みください。また、お読みになった後も保管をお願いいたします。）

【約款の適用】

第1条 となみ衛星通信テレビ株式会社（以下当社といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に従い、インターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

【用語の定義】

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 <p>当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所</p>
7 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と契約を締結している者
9 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

【インターネット接続サービスの種類等】

第4条 契約には、料金表に規定する種類があります。

【契約の単位】

第5条 当社は、契約者回線1回線毎に1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

【契約者回線の終端】

第6条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

【契約申込みの方法】

第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

【契約申込みの承諾】

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為

- 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを有する行為
- 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

- 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます)に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネット接続サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとする。
- 前項の場合、契約者は、当該関係者がこの条の各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

【情報等の削除等】

第17条 当社は、契約者による本サービスの利用が第16条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 第16条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

【譲渡の禁止】

第13条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利を、譲渡することができません。

【契約者が行う契約の解除】

第14条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。また、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。ただし、ケーブルひかり With NTT 西日本提供のための引込線については基本的に撤去致しません。

【当社が行う契約の解除】

第15条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 第22条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合。
 - 第22条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由がある場合。（この場合は、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります）
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができない場合。
 - 第35条(便宜の提供)に反して、当社又は当社の指定する業者の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
- 2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知、もしくは催告しな場合があります。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたしますが、その費用は契約者の負担とします。撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 利用上の禁止事項等

【禁止事項】

第16条 契約者は、インターネット接続サービスを利用して、以下の行為を行わないものとします。
(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
(10) 他者になりすましてインターネット接続サービスを利用する行為
(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
(12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
(13) 他者の設備またはインターネット接続サービス利用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、

止しない場合。

- インターネット接続サービスの利用が第16条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第17条（情報の削除等）第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行った場合。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 利用の制限等

【利用の制限】

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うために、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通音量を制限することがあります。
- 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、インターネット接続サービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合、および契約者間の公平性を確保する必要がある場合、速度や通音量などを制限することがあります。
- インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

【児童ポルノ画像のブロックング】

第24条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

- 当社は、前項の措置に伴い必要限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

【青少年にとって有害な情報の取扱について】

第25条 契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第11項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。
2 契約者は、インターネット接続サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、

第1条に規定する情報を除く。以下同じ）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- 青少年にとって有害な情報を削除する。
- 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。
- 当社は、インターネット接続サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
- 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
- 前項の場合であっても、当社は第2項（4）の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

第8章 料金等

第1節 料金

【料金の適用】

第26条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

【利用料等の支払義務】

第27条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解約又は廃止があった月が同一である場合は1月間とします。）について当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネットサービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

【手続に関する料金の支払業務】

第 28 条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

【工事に関する費用の支払義務】

第 29 条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- ケーブルひかり With NTT 西日本契約前に契約者と NTT 西日本の間で締結したプレッツ光回線開通工事の費用のうち、ケーブルひかり With NTT 西日本契約成立時点において未払額がある場合は、当該未払額を当社に支払うものとします。

【割増金】

第 30 条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

【延滞利息】

第 31 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 9 章 保守

【当社の維持責任】

第 32 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

【契約者の維持責任】

第 33 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

【設備の修理又は復旧】

第 34 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

【便宜の提供】

第 35 条 当社または当社の指定する業者は、設備の検査・修復・撤去を行うため、契約者の承諾を得て、契約者の敷地・家屋・構築物等に立ち入ることがあります。この場合、契約者は正当な理由がない限り、敷地に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

【契約者の切分け責任】

第 36 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 10 章 損害賠償

【責任の制限】

第 37 条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料(前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しません。

【免責】

第 38 条 当社は、契約者がインターネット接続サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 11 章 雑則

【承諾の限界】

第 39 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

【利用に係る契約者の義務】

第 40 条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の専体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7 契約者は、前 4 項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、インターネット接続サービスとサービス用設備（第三者へサービスを提供するための通信設備、コンピュータ、その他の機器およびソフトウェア）を接続しないものとし、かつインターネット接続サービスの全部または一部を第三者へ提供しないものとします。
【相互接続事業者のインターネット接続サービス】
第 41 条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。
【技術的事項及び技術資料の閲覧】

第 42 条 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインタ

ーネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

【個人情報の取扱い】

第 43 条 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

【営業区域】

第 44 条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

【閲覧】

第 45 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

【契約者規約の遵守】

第 46 条 当社は、この約款で定めない運用上の取り決めについて別途、契約者規約を定めることとし、契約者はこれを遵守するものとします。

附則 この契約約款は平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

契約者規約

第 1 条（ルール等の遵守）

契約者は、インターネット接続サービスを經由してインターネットにアクセスするときは、アクセス先のルールを遵守し、当社に一切の迷惑を掛けないものとします。他のネットワークの利用規定が本規約と異なる場合は、他のネットワークの利用規定を優先します。

第 2 条（インターネットにおけるトラブル）

契約者がインターネット接続サービスを經由してインターネットにアクセスした場合であっても、当該契約者との第三者との間に発生したトラブル等については当社は責任を負いません。また、それらに起因して当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 3 条（インターネット接続サービスの内容の不保証）

インターネット接続サービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとします。当社は提供する情報、契約者が登録する情報及びソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

第 4 条

当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約にもとづき設置した電気通信設備に他の機器、付加物品等（サーバ類、ルータ、ハブ等）を取り付けないこととします。

第 5 条（パスワードの管理責任）

契約者は、当社より付与されたパスワード（以下、「パスワード」とします）の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

- パスワードの譲渡、再貸与、名義変更、売買等ではできません。
- 当社は契約者のパスワードが他の第三者に使用されたことよって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負いません。
- 契約者は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

第 6 条（契約者規約の変更）

当社は、30 日間の予告期間をもって契約者に通知の上、この契約者規約を変更することができることとします。

- 前項通知は、当社ネットワーク上に 30 日間表示した時点ですべての契約者が了承したものとみなします。

料金表

- 表記説明

(1)料金はすべて税抜きです。()内の料金は 8%税込料金です。

1. 初期費用		
	区分	料金
	新規契約事務手数料	3,000 円(3,240 円)
	転用事務手数料	3,000 円(3,240 円)
2. 月額利用料		
	区分	料金
	戸建向け	6,580 円(7,106 円)
	集合住宅向け	5,580 円(6,026 円)

3. 基本工事費			
(1) 新規開通工事費※1（1 の工事ごと）		料金	
	区分	料金	
工事担当者がお伺いする場合※2	戸建向け	光コンセント無しの場合	18,000 円(19,440 円)
		光コンセント有りの場合	7,600 円(8,208 円)
	集合住宅向け	VDSL 方式	15,000 円(16,200 円)
		ひかり配線方式(光コンセント無しの場合)	15,000 円(16,200 円)
		ひかり配線方式(光コンセント無しの場合)	7,600 円(8,208 円)
		LAN 方式	7,600 円(8,208 円)
工事担当者がお伺いしない場合※3	戸建向け	2,000 円(2,160 円)	
	集合住宅向け	2,000 円(2,160 円)	

※1:工事費や工事担当者派遣の有無は設備状況等により変更になる場合があります。

※2:本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

①基本工事、②交換機等工事、③屋内配線工事、④回線終端装置工事、⑤機器工事

※3:本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

①基本工事、②交換機等工事

②移転工事費

新規開通工事と同額です。

(3)転用工事費

通常工事費は発生しませんが、整備状況や申し込み状況に応じて工事費が発生する場合があります。

(4)工事費の加算額

①時間指定工事(1 時間毎に設定可能)

9:00～16:00…11,000 円(11,800 円)

17:00～21:00…20,000 円(21,600 円)

22:00～翌 8:00…30,000 円(32,400 円)

②夜間時間帯(17:00～21:00)及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日 8:30～22:00)

工事費の合計額(時間指定工事費を除く)から 1,000 円差し引いて 1.3 倍した額に 1,000 円を加算した額

③深夜時間帯(22:00～翌 8:30)

工事費の合計額(時間指定工事費を除く)から 1,000 円差し引いて 1.6 倍した額に 1,000 円を加算した額

④工事費(基本工事費、時間指定工事は除く)の合計額が、29,000 円を超える場合は、29,000 円までごとに加算額 3,500 円が掛かります。

(5)一時中断工事費

一時中断工事費 2,000 円(2,160 円)

(6)再利用工事費

利用の一時中断後、再度利用を開始する場合の工事費は、(1)新規開通工事費と同額です

4. セット割引		
	区分	割引額
	セット割引	1,500 円(1,620 円)

※当社のテレビサービスにご加入のお客様に適用されます。

※当社のテレビサービスと異なる支払方法をご指定の場合は適用されません。

5. 契約解除料		
※表記は消費税込みの金額です。		
	区分	解除料
	契約解除料	10,000 円

契約解除料について、加入から翌月までを一ヶ月目としてカウントし、24 ヶ月目までを契約期間とします。契約期間中に解約をした場合は契約解除料がかかります。

6. 付加機能月額利用料		
	区分	料金
	メールアドレス※1	120 円(129 円)
	メール容量超過利用料※2	300 円(324 円)
	メールアドレス追加※1	120 円(129 円)
	有害サイトブロックサービス※3	200 円(216 円)
	ウイルスバスター月額版※3	420 円(453 円)
	ノートン・インターネットセキュリティ オンライン※3	480 円(529 円)
	ノートン・3 6 0 オンライン※3	570 円(615 円)
	ホームゲートウェイ機器レンタル	200 円(216 円)
	無線 LAN 付きホームゲートウェイ機器レンタル	300 円(324 円)

サービス内容等変更手数料

メールアドレス追加手数料※1	1,000 円(1,080 円)
メールアドレス変更手数料	1,000 円(1,080 円)

※1 メールアカウント、メールアドレス追加、メールアドレス追加手数料は 1 アカウントあたりの料金です。(50MB まで無料、容量超過の場合は 5MB あたり月額 324 円、保存期間 180 日、保存通数 無期限)
接続 PC 台数 1 台

※2 メール容量超過利用料は 5MB あたりの料金です。

※3 有害サイトブロックサービス、ウイルスバスター月額版、ノートン・インターネットセキュリティ オンライン、ノートン・3 6 0 オンラインは 1 契約あたりの料金です。

7. 附帯サービスに関する料金等		
	区分	料金
	名義変更事務手数料	2,000 円(2,160 円)

付則

- この料金表は、平成 27 年 12 月 21 日より適用します。

別表

【ケーブルひかり With NTT 西日本】TST ひかり電話料金表

1. TST ひかり電話 基本月額料金

※表内の金額はすべて税抜き金額です。

区分	TST ひかり電話	TST ひかり電話 A(エース)
月額基本料 ^{1)*2}	500 円	1,500 円
月額基本料に含まれる通話料分	－	480 円分の通話ができます(最大 3 時間相当)
通話料繰越	－	1 ヶ月繰越
ひかり電話機器利用料 ³⁾	200 円	200 円
月額基本料で利用できる付加機能 ⁵⁾	－	発信者番号通知 通話中着信通知 自動転送 ナンバー・リクエスト 迷惑電話ブロック 着信お知らせメール

^{*1}: 月額利用料に含まれる通話料分の適用開始日について月額基本料に含まれる通話分の適用は、TST ひかり電話 A(エース)の場合、ご利用開始月の翌月からとなります。

^{*2}: NTT 東西の加入電話、ISDN、IP 電話への通話が対象です。他事業者、携帯電話等への通話は対象となりません。月額基本料に含まれる通話分は、8 円(税別)/3 分で計算します。また、最大通話時間は通話毎の通話時間により異なります。

^{*3}: TST ひかり電話のご利用には、「ひかり電話対応機器」が必要です。当社よりレンタルされた場合の料金です。

^{*4}: 各付加サービス 1 契約ずつとなります。
・「複数チャネル」を利用の場合、「通話中着信通知」は利用できません。
・「FAX お知らせメール」利用の場合「自動転送」は利用できません。

※ケーブルひかり新規加入申し込み月の月額基本料、付加サービス利用料はかかりませんが、通話料はお支払いいただきます。通話のご利用のない月にも月額基本料のお支払いは必要です。解約月は全額のお支払いが必要です(日割り計算しません)。

※別途、1 電話回線ごとに毎月ユニバーサルサービス料がかかります。

2. 付加機能月額料金

※表内の金額はすべて消費税抜きの金額です。

付加機能	料金
発信者番号表示 (かけてきた相手の番号を表示) ^{a)}	400 円
通話中着信通知 ^{b)} (通話中にかかってきた電話を受けられる)	300 円
自動転送 (かかってきた電話を外出先の電話で受けられる) ^{c)}	500 円
ナンバー・リクエスト (電話番号非通知の相手に自動音声で対応) ^{d)}	200 円
迷惑電話ブロック (迷惑電話をシャットアウト)	200 円
着信お知らせメール (不在時も電話の着信をメールでお知らせ)	100 円
FAX お知らせメール (FAX 受信をメールでお知らせ)	100 円
複数チャネル (同時に 2 回線使える)	200 円
追加番号 (電話番号の使い分けが可能)	100 円

^{a)} 発信者電話番号表示のご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。

^{b)} 複数チャネルはご利用になれません。

^{c)} FAX お知らせメールはご利用になれません。

^{d)} 発信者番号表示のお申し込みがあわせて必要になります。

3. TST ひかり電話通話料 (国内通話/国際通話)

※表内の金額はすべて消費税抜きの金額です。

区分	東日本エリア	西日本エリア		
加入電話、INS ネット、TST ひかり電話、NTT 東日本・西日本提供のひかり電話 (法人向けひかり電話含む ^{*)})への通話 ²⁾	8 円/3 分			
音声	携帯電話への通話	【グループ 1-A】 株式会社 NTT ドコモ ソフトバンク株式会社 (旧社名：ワイモバイル株式会社)	16 円/60 秒	
		【グループ 1-B】 沖縄セルラー電話株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 (旧社名：ソフトバンクモバイル株式会社)	17.5 円 /60 秒	18 円 /60 秒
		【グループ 1-D】 株式会社 NTT ドコモ (ワンナンバー機能により着信する場合)	10.8 円/3 分	
	050IP 電話への通話	【グループ 2-A】 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	10.4 円/3 分	
		【グループ 2-B】 株式会社 STNet 株式会社 NTT ぶらら 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オブティコム ソフトバンク株式会社 (旧社名：ソフトバンク BB 株式会社) 中部テレコミュニケーション	10.5 円/3 分	

		ン株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーション・シヨンズ		
		【グループ 2-C】 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 (旧社名：ソフトバンクテレコム株式会社) フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 ⁶⁾ ZIP Telecom 株式会社 アルテリア・ネットワーク株式会社	10.8 円/3 分	
	PHS への通話	区域内	10 円/60 秒	
		～160km	10 円/45 秒	
		160km 超	10 円/36 秒	
		上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに	10 円	
ポケベル等 ³⁾	ポケベル等 (020 で始まる番号)への通信	上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに	15 円/45 秒	15 円 /40 秒
		上記通話料金のほかに通信 1 回ごとに	40 円	
データ接続通信 ^{4)*5)}	データ接続通信対応機器からデータ接続通信対応機器へのデータ通信	利用帯域：64Kbps まで	1 円/30 秒	
		利用帯域：64Kbps 超～512Kbps まで	1.5 円/30 秒	
		利用帯域：512Kbps 超～1Mbps まで	2 円/30 秒	
		利用帯域：2.6Mbps まで	15 円/3 分	
		利用帯域：2.6Mbps 超	100 円/3 分	
テレビ電話	テレビ電話対応機器から FOMA へのテレビ電話通信		30 円/60 秒	
	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信 ²⁾			
その他	上記以外の通信 ²⁾ (音声・データ接続通信・テレビ電話を複数同時利用した場合 ⁴⁾ 等)	利用帯域：2.6Mbps まで 利用帯域：2.6Mbps 超	15 円/3 分 100 円/3 分	
国際通話		アメリカ合衆国 (ハワイを除く) への通話：9 円/60 秒 中華人民共和国 (香港及びマカオを除く) への通話：30 円/60 秒 大韓民国への通話：30 円/60 秒 その他、各国の国際通話料は NTT 西日本音声利用 IP 通信網サービス契約約款に記載のとおり ※国際通話料の場合、消費税は不要です。		

ご注意以下の金額はすべて税別になります。

^{*1}: 「法人向けひかり電話」とは、NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「ひかり電話オフィスタイプ」「ひかり電話 A(エース)」「ひかり電話ビジネスタイプ」「ひかり電話ナンバーゲート」の総称です。

^{*2}: TST ひかり電話 A(エース)の月額利用料に含まれる通話料分の対象通話先となります。ただし、「災害募金番組」への通話は対象外となります。

^{*3}: 東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービスへの通信が対象です。

^{*4}: 利用帯域の合計に対して適用します。

^{*5}: データ接続通信を複数同時利用した場合、合計利用帯域が 1Mbps 超～2.6Mbps までは 15 円/3 分、2.6Mbps 超は 100 円/3 分となります。

^{*6}: 旧株式会社パワードコム。

※TST ひかり電話の通話料はご利用月の翌月にご請求となります。

4. 番号案内 104 利用料金 (電話番号をご案内した場合は、1 案内ごとに番号案内料がかかります。) ※表内の金額はすべて消費税抜きの金額です。

	区分	料金	
番号案内料	昼間・夜間 (午前 8 時～午後 11 時)	月に 1 案内の場合	60 円/案内
		月に 2 案内以上の場合	1 案内分 90 円/案内
	深夜・早朝 (午後 11 時～午前 8 時)	1 案内を超える部分	150 円/案内

※電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申込みされた方の電話番号をご案内します。

※一度に複数のお問い合わせをされる場合、ご案内した 1 電話番号ごとに 1 案内としてカウントします。

※電話番号をご案内できなかったお問い合わせ、緊急通報用電話番号(110 番・119 番・118 番)のお問い合わせは、無料とさせていただきます。

5. TST ひかり電話付加サービス工事費

※表内の金額はすべて消費税抜きの金額です。

区分	種別	料金	備考
基本工事	交換機等工事のみの場合	1,000 円	1 工事ごと

費 ^{*1}	NTT 東日本・NTT 西日本がお伺いして機器工事を行う場合	4,500 円	1 工事ごと	
交換機等工事費	基本機能	テレビ電話・高音質電話・データ通信 ²⁾	1,000 円	1 利用回線ごと
		無料		
	TST ひかり電話 A(エース) ^{3)*5)}	1,000 円	1 利用回線ごと	
	付加サービス	追加番号 ³⁾	700 円	1 番号ごと
		複数チャネル ³⁾	1,000 円	
		発信者番号表示 ³⁾	1,000 円	1 利用回線ごと
		ナンバー・リクエスト ³⁾	1,000 円	1 利用回線ごと
		通話中着信通知 ³⁾	1,000 円	1 利用回線ごと
		自動転送 ³⁾	1,000 円	1 番号ごと
		迷惑電話ブロック ³⁾	1,000 円	1 利用回線 または 1 番号ごと
	着信お知らせメール ³⁾	1,000 円	1 番号ごと	
FAX お知らせメール ³⁾	1,000 円	1 番号ごと		
同番移行 ⁴⁾		2,000 円	1 番号ごと	
発信番号通知の変更		700 円	1 番号ごと	
機器工事費(ひかり電話対応機器)	設置費	1,500 円	1 装置ごと	
	設定費	1,000 円	1 装置ごと	

ご注意

^{*1}: ケーブルひかりと TST ひかり電話を同時に工事される場合は、TST ひかり電話の基本工事費は減額されます。また、付加サービスの追加など同時に 2 つ以上の工事をされる場合は、2 工事目以降の基本工事費は減額されます。

^{*2}: 平成 22 年 5 月 31 日までに「テレビ電話」「高音質電話」をご利用されていない場合に適用される工事費です。

^{*3}: TST ひかり電話と同時に工事される場合、交換機等工事費は減額されます。

^{*4}: 加入電話等を利用休止して、同一電話番号を TST ひかり電話でご利用される場合の費用です。別途、加入電話等の利用休止工事費は NTT 東日本・NTT 西日本へお支払いいただく必要があります。

^{*5}: 基本プランから A(エース)へ変更する場合にかかります。A(エース) から基本プランへ変更する場合はかかりません。

6. 付帯サービスに関する料金等

※表内の金額はすべて消費税抜きの金額です。

区分	料金
名義変更寿無手数料	2,000 円
電話帳重複掲載料	500 円

付則

1.この料金表は平成 27 年 12 月 21 日より適用されます。